

令和5年3月末退職者の事務手続（提出書類等）早見表

医療保険制度・年金制度

区 分		提 出 書 類	部 数	提 出 者	提出期限	担当係 連絡先	
組 合 員 証 等	組合員証 等の返納	(組合員資格喪失報告書)	(1)	(所属所長作成)	退職後 速やかに	短期給付係 082-513- 4957・4958	
		組合員証 ・被扶養者証 ・高齢受給者証 ・限度額適用認定証 等	1	全員 組合員証等は 退職時の所属 所へ返却して ください。			
退 職 後 の 医 療 保 険	任意継続 組合員の 申出	任意継続組合員申出書 ※ 掛金の払込方法を口座 振替にする場合、金融機 関の確認を受けた後、 1 枚目のみ共済組合に提出	1 (1枚目のみ)	加入希望者	●一次締切 3月15日(水) ●最終締切 4月19日(水) (共済組合必着) ※ 退職日前に 提出可		
	任意継続 組合員の 取下げ	取下書	1	次のいずれかの者 ●4/1 付けで国民 健康保険に加入 する者 ●4/1 付けで家族 の加入する医療 保険の被扶養者 になる者	4月19日(水) (共済組合必着)		
				4/1 付けで再就職 し、再就職先の医 療保険に加入する 者	再就職確定後 速やかに		
年 金 制 度	退職者	退職届書	1	退職者全員	4月14日(金) ※ 退職日前に 提出可		長期給付係 082-513- 4959
	※ 60 歳以上で、 <u>既に年金（障害年金・遺族年金を除く）の受給権を有している 者</u> が退職する場合は、退職届書の提出は不要。 (上記に該当する者は、別途、関係書類を送付しますので、広島支部に連絡し てください。)						

退職後の医療保険制度



公立学校共済組合広島支部

「退職後の医療保険制度」について、説明します。

退職後の医療保険制度

- 1 医療保険制度の体系
- 2 退職後の医療保険制度の種類
- 3 任意継続組合員制度・国民健康保険の比較
- 4 保険証等の返納等
- 5 組合員資格喪失後の短期給付
- 6 医療保険制度FAQ

説明は、このような流れで行います。

退職後の医療保険がどのようなになっているのか等のイメージを掴んでいただければと思います。

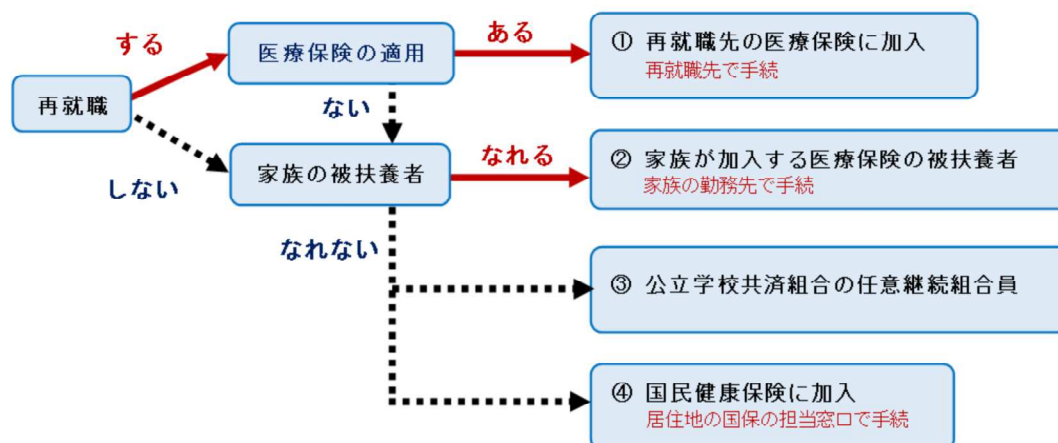
1 医療保険制度の体系

	制 度	被 保 険 者		保 険 者	給付事由
医療保険	健康保険	一般	健康保険の適用事業所で働く勤労者	全国健康保険協会、健康保険組合	業務外の病気・けが、出産、死亡
		健康保険法第3条第2項の規定による被保険者	健康保険の適用事業所に臨時に使用される人や季節的事业に従事する人等(一定期間をこえて使用される人を除く)	全国健康保険協会	
	船員保険 (疾病部門)	船員として船舶所有者に使用される人		全国健康保険協会	
	共済組合 (短期給付)	国家公務員、地方公務員、私学の教職員		各種共済組合	病気・けが、 出産、死亡
	国民健康保険	健康保険・船員保険・共済組合等に参加している勤労者以外の一般住民		市(区)町村	
退職者医療	国民健康保険	厚生年金保険など被用者年金に一定期間加入し、老齢年金給付を受けている65歳未満等の人		市(区)町村	病気・けが
高齢者医療	後期高齢者 医療制度	75歳以上のおおよび65歳～74歳で一定の障害の状態にあることにつき後期高齢者医療広域連合の認定を受けた人		後期高齢者医療広域連合	病気・けが

「1 医療保険制度の体系」

退職する場合、退職後は、現在の公立学校共済組合の組合員の資格を失うこととなりますが、我が国では国民皆保険制度をとっていますので、退職後もいずれかの医療保険に加入しなければなりません。

2 退職後の医療保険制度の種類



「2 退職後の医療保険制度の種類」

退職後にどの医療保険制度に加入するかについて、フロー図を使って説明します。御自身が、どの制度を選択するのか考えながらお聞きください。

まず、退職後「再就職する場合」で、「再就職先における医療保険の加入要件を満たすとき」は、①のとおり、再就職先の医療保険に加入することとなります。

例えば、定年退職の方が、4月1日以降、県内の公立学校等で、再任用フルタイムとして勤務される場合は現在と同様に公立学校共済組合の一般組合員になり、週当たり20時間等の要件を満たす会計年度任用職員として勤務される場合は、公立学校共済組合の短期組合員になります。

再就職する場合、再就職先の医療保険制度に加入することになるか否かを再就職先に必ず確認してください。

①の場合、4月以降、再就職先や所属所で手続を行い、新しい組合員証を取得します。

次に、「再就職する場合」であっても、「再就職先における医療保険の加入要件を満たさないとき」は、「再就職しない場合」と同様の流れになります。

「再就職しない場合」について、説明します。

まずは、退職後の向こう1年間収入が130万円未満か、それ以上かで、選択肢が分かれます。なお、60歳以上の方や障害年金受給相当の障害がある方は、130万円を180万円に置き替えて、この後の説明をお聞きください。

退職後の年間収入が130万円「未満」の場合で「扶養してくれる家族がいる」ときは、②の「家族が加入する医療保険の被扶養者」になることが考えられます。これは、ご家族が健康保険や共済組合に加入していることが前提になります。

家族の被扶養者になる場合は、御自身による保険料等の負担はなく、家族が納める保険料も増額にはなりません。

ただし、被扶養者の細かい取扱いには保険者によって異なりますので、こちらを希望される場合は、まずは被扶養者になれるかを、事前にご家族の勤務先に確認しておいてください。

次に、退職後の年間収入が130万円「以上」のとき、あるいは130万円「未満」であっても、「家族の被扶養者になれない」ときは、フローのとおり、③の「公立学校共済組合の任意継続組合員」になる、または、④の「国民健康保険に加入」する、の2つの中から選択することになります。

この③の任意継続組合員と④の国民健康保険の違いについて、次のスライドで説明します。

3① 任意継続組合員制度・国民健康保険の比較

	任意継続組合員	国民健康保険
加入要件等	退職の日の前日まで引き続き1年以上組合員であった人(制度改正による経過措置あり)	社会保険等に参加できない人すべてに 加入義務
加入期間	・退職後2年間 ・退職後、日を空けての加入不可 ・脱退可、再加入不可	
掛金等	退職時の標準報酬月額を基礎として算出	世帯単位で、前年の所得のほか、被保険者の数等に応じて、市区町村が決定
給付内容	・医療給付のほか ・出産費、埋葬料、災害給付 等	・医療給付のほか ・出産育児一時金、埋葬料 等
被扶養者	・在職時に被扶養者であった人は、引き続き認定 ・被扶養者の保険料不要	・個人単位で加入(被扶養者制度なし) ・被扶養者だった人の保険料負担発生 ※世帯割制度等あり

「3 任意継続組合員制度・国民健康保険の比較」

任意継続組合員の場合、加入要件があり、掛金は退職時の標準報酬月額を基礎として算出します。

詳しい内容や手続等に関しては別添の「任意継続組合員制度(資格・短期給付編)」、「任意継続組合員制度(掛金編)」等を御覧ください。

一方、国民健康保険は、他の医療保険制度に参加しない人すべてに加入義務があり、被扶養者の概念がないため、御自身が加入する場合は、これまで被扶養者だった人も、併せて加入することになります。

国民健康保険の保険料については、世帯単位で、前年の所得等に応じて市区町村が決定することとなります。

なお、国民健康保険の保険料や手続等に関することは、共済組合ではお答えできませんので、お住まいの市区町村の国民健康保険担当部署にご相談ください。

3② 任意継続組合員制度・国民健康保険の比較

組合員の1か月の医療費総額が30万円であったときの医療給付の例

(標準報酬月額28万円以上53万円未満の場合)

	医 療 給 付	現 職 時	任意継続組合員	国民健康保険
7割部分	法定給付	210,000	210,000	210,000
	法定給付(高額療養費)	9,570	9,570	9,570
3割部分	一部負担金払戻金(共済組合)	55,400	55,400	0
	医療給付金(教育職員互助組合)	11,200	0	0
	最終自己負担額	13,830	25,030	80,430
	医 療 費 総 額	300,000	300,000	300,000

次に、給付内容の違いについて、例によって説明します。

任意継続組合員の場合、医療機関等1か所での1か月の窓口負担が2万5千円を超えたときは、その超えた額を、共済組合から「一部負担金払戻金」として給付しますが、国民健康保険には、このような給付はありません。

退職後は、これまで説明しましたとおり、いずれかの医療保険に必ず加入していただく必要があります。御自身で、どの医療保険制度に加入するか、御判断ください。

4① 保険証等の返納等

① 組合員証等の返納

- ・ 現在お持ちの組合員証や被扶養者証等(注)は、**退職した日の翌日から使用できなくなりますので、退職時に所属所に返却してください。**

(注) 被扶養者証・特定疾病療養受療証・高齢受給者証・限度額適用認定証

- ・ 退職した日の翌日以降に、組合員証や被扶養者証等を使用して医療機関等を受診した場合、当共済組合が医療機関等に支払った医療費等を返還していただくことになりますので、注意してください。

「4 組合員証等の返納等」

年度末退職の場合、今お持ちの組合員証や被扶養者証等のいわゆる「保険証」は、4月1日以降使用できません。必ず退職時に所属所にお返してください。

なお、4月以降に誤って保険証を使用した場合、当共済組合が負担した7割部分等を返還していただきます。このため、退職日の翌日以降は絶対に保険証は使用せず、所属所に返納してください。

4② 保険証等の返納等

② 退職後の給付金の受取

給付金受取口座は、退職後、少なくとも6か月間は解約しないでください。
住所変更があった場合は、組合員等情報変更申告書を提出してください。

共済組合等による給付金等の給付は、医療機関での受診後、3か月後以降になります。
給付金は、本人の口座に振込の上、自宅に給付金明細書を送付します。

続いて、「退職後の給付金の受取」についてです。

現職中の医療費に係る給付金がある場合、口座への振込みが退職してから半年程度、後になることがあります。このため、給付金の受取口座は、少なくとも9月末日までは解約しないでください。

また、給付金の明細書等を自宅に送付しますので、住所変更等があった場合は、手続きをお願いします。

5① 組合員資格喪失後の短期給付

給 付 名	給 付 要 件
出産費	1年以上組合員であった人が退職後6か月以内に出産したとき。 ※ 被扶養者が出産したときは対象外
埋葬料	組合員が退職後3か月以内に死亡したとき。
傷病手当金	1年以上組合員であった人が在職中に公務によらない病気又は負傷をし、療養のため引き続き勤務に服することができず、次の①又は②に該当するとき。 ① 退職した際に傷病手当金を受けていたとき。 ② 退職した日において、既に勤務に服することができなかった日以後3日を経過しているが、報酬日額が給付日額を上回っているため傷病手当金の支給を受けていないとき。
出産手当金	1年以上組合員であった人が、出産手当金を支給されたまま退職したとき。

注 他の組合の組合員又は健康保険等の被保険者となったときは、(その後の期間については)給付されません。

「5 組合員資格喪失後の短期給付」

退職後は、組合員の資格を喪失しますが、この表にある4つの短期給付については、給付要件に該当すれば、給付が受けられます。該当する場合や不明な点がありましたら、当共済組合の短期給付係に連絡してください。

5② 組合員資格喪失後の短期給付

給付名	給付額	請求に必要な書類
出産費	子1人につき420,000円 (産科医療補償制度の対象分娩でない場合は408,000円) ※ 附加金は給付なし	● 出産費・家族出産費・同附加金請求書 ● 費用の内訳を記した明細書 ● 直接支払制度に係る医療機関との合意文書の写し
埋葬料	50,000円 ※ 附加金は給付なし	● 埋葬料・同附加金請求書 ● 死亡の事実を証明する書類 ● 埋葬に要した費用の領収明細書(被扶養者でない人が請求するとき)
傷病手当金	平均標準報酬日額×2/3＝給付日額 給付日額×支給日数(1か月単位) ※ 給付期間は1年6か月 ※ 共済年金等の支給がある場合は、減額調整	① 傷病手当金・同附加金請求書 ② 生活能力等についての医師の意見書 ③ 日常生活等に関する申立書 ④ 請求月の報酬支給額明細書及び給与明細書の写し ⑤ 退職前の出勤簿の写し ※ ②, ③, ④, ⑤は初回請求時及び必要とするとき
出産手当金	平均標準報酬日額×2/3＝給付日額 給付日額×支給日数(1か月単位) ※ 出産日前原則42日から出産日後56日までの期間 ※ 共済年金等の支給がある場合は、減額調整	● 出産手当金請求書 ● 請求月の給与明細書の写し

各給付の給付額や請求に必要な書類は、この表のとおりです。

6① 医療保険制度FAQ

【再就職先の医療保険に加入する場合】（FAQのQ5, Q6）

任意継続組合員にはなりません。

【家族の被扶養者になる場合】（FAQのQ15～）

家族の勤務先に認定基準等を確認してください。

家族が当共済組合の組合員の場合、家族に対して、退職日の翌日以降、速やかに被扶養者申告書を提出するよう依頼してください。

【国民健康保険に加入する場合】（FAQのQ2）

居住する市区町村の国保担当課での手順には、「資格喪失証明書」が必要です。

退職時の所属所の事務担当者にその旨を伝え、「組合員資格喪失報告書」において、証明書「要」として、退職日以降、速やかに提出するよう依頼してください。

「資格喪失証明書」は、退職時の所属所に送付します。

※ 任継申出書の提出後、予定が変わったときは、4月19日（水）までに「取下書」を提出してください。

「6 医療保険制度FAQ」

別添「医療保険制度FAQ」から、退職後に加入される医療保険毎に、特に知っておいていただきたい内容を抜粋して説明します。

「再就職先の医療保険に加入する場合」、任継にはなりません。

「家族の被扶養者になる場合」、事前に家族の勤務先に認定基準等を確認しておいてください。

家族が当支部組合員の場合、家族に対して、退職日の翌日以降、速やかに手続するよう依頼してください。

「国民健康保険に加入する場合」、その手順には、共済組合が発行する「資格喪失証明書」が必要です。その申出は、退職時の所属所の事務担当者が行うこととなりますので、資格喪失に係る書類を作成する際、証明書を「要」とし、退職日以降、速やかに提出するよう依頼してください。

なお、「資格喪失証明書」は、御自宅ではなく、退職時の所属所に送付しますので、到着後、所属所から御自宅に送付してもらってください。

任継申出書の提出後、予定が変わったときは、4月19日（水）までに「取下書」の提出が必要です。御注意ください。

6② 医療保険制度FAQ

【任意継続組合員になる場合】（FAQのQ3～）

退職日までに引き続き1年と1日以上組合員でなければ、任意継続組合員にはなれません。

注 令和4年10月制度改正に伴う経過措置あり

「任意継続組合員申出書兼預金口座振替依頼書」を申出者本人が共済組合に提出してください。

提出期限 退職日を含めて20日以内（共済組合必着。不備がある場合、受理不可）

留意事項 ①所属所の受付印・証明、②口座振替の場合、広島銀行の確認（確認印）が必要

【令和5年3月31日付け退職の場合】

一次締切：3月15日（水）組合員証等3月末頃発送

最終締切：4月19日（水）共済組合必着

また、「任意継続組合員になる場合」、退職日までに引き続き1年と1日以上組合員でなければ、任継にはなれません。

年度末退職の場合、任継になるための書類は、既に受け付けております。申出者御本人が、期限までに提出してください。

必ず、所属所の受付印・証明、また、口座振替の場合、広島銀行の確認印が必要になりますので、留意してください。

6③ 医療保険制度FAQ

- 4月以降、再任用等により、再度、共済組合の組合員になる場合
- 任継になる場合で、申出書の共済組合到着が令和5年3月15日(水)を過ぎたとき

共済組合制度の適用範囲の拡大等による影響もあり、短期間に手続が集中するため、組合員証や任意継続組合員証の発行に時間を要することが想定されます。

手元に組合員証等がない間に医療機関を受診する場合は、共済組合が負担する医療費の原則7割部分について、組合員証が提示できるまで支払いを待ってもらえないか医療機関に相談してみてください。

待ってもらえず医療機関の窓口で医療費の全額を支払った場合は、7割部分を「療養費」として共済組合に請求することができます(福利厚生事務の手引 § 9-016～)。

最後に、「4月以降、再任用等で、再度共済組合の組合員になる場合」、「任継になる場合で、申出書の共済組合到着が一次締切である3月15日を過ぎたとき」は、組合員証や任意継続組合員証等の発行に時間を要することが想定されます。

手元に証がない間に医療機関を受診する場合は、本来、共済組合が負担する部分について、支払いを待ってもらえないか、医療機関に相談してみてください。

一旦、全額を支払った場合は、「療養費」として共済組合に請求することができます。

以上で「退職後の医療保険制度」についての説明を終わります。

なお、別添の「医療保険制度FAQ」も併せて御覧ください。

組合員（年度末退職）の皆さまからよくいただく質問（Q1～Q20）

医療保険制度 FAQ

現在の組合員証

Q1 現在の組合員証・被扶養者証等はどうすればいいのか？

A1 退職日当日までは使用できますが、その後は使用できません。組合員証・被扶養者証等は、**全員必ず退職時の所属所に返却**してください（引き続き公立学校共済組合の他支部に転入する場合を除く。）。

共済組合に直接送付しないでください。

Q2 退職後は国民健康保険に入りたいが、その手続に必要な資格喪失証明書はどのようにしたらもらえるのか？

A2 4月に入ってから退職時の所属所が、「組合員資格喪失報告書」を作成し、回収した組合員証等と併せて共済組合に提出します。その「組合員資格喪失報告書」の「資格喪失証明書 要・不要」欄で「要」に○が付いている場合、資格喪失証明書を発行し、**退職時の所属所に送付**しています。

このため、資格喪失証明書が必要であることを**退職時の所属所の事務担当者に伝え**、退職日以降、速やかに共済組合に「組合員資格喪失報告書」を提出するよう依頼してください。

任意継続組合員

Q3 任意継続組合員（任継）になりたいが、いつからいつまでに手続すればよいのか？

A3 任意継続組合員は、**退職日の前日までに引き続き1年以上組合員であった人**（令和4年10月制度改正に伴う経過措置あり。後期高齢者医療の被保険者等でない人に限る。）のうち、退職日を含めて20日以内に任継になることを希望する旨を申し出た人が対象となります（退職した日までに1年と1日以上組合員でなければ任継になれません。）。

令和5年3月31日付け退職者で任継を希望される場合は、**これから4月19日（水）【共済組合必着】までに「任意継続組合員申出書兼預金口座振替依頼書」を不備のない状態で、申出者本人が直接共済組合に提出**してください（特例的に退職前の提出が可能）。

注1 退職時の所属所における**受付印の押印及び証明**が必要です。

注2 掛金を口座振替にする場合は、**広島銀行の口座を登録**することになります。

広島銀行の窓口任継申出書（2枚）を提出し、1枚目に**金融機関確認印**を受けた上で、共済組合に提出してください。詳しくは任継申出書の記入例を御覧ください。

注3 4月19日は、所属所ではなく、**共済組合での受理期限**となります。この期限は法律で

定められているため、期限を過ぎて到着したり、不備があったりする場合は受理できませんので、注意してください。

＜参考１＞ 令和５年３月３１日付け退職者の申告書受理後の流れ

共済組合での 受理日	任意継続組合員証等 送付日	掛金納付日（期限）	
		口座振替	払込通知書
３月１５日（水）まで	３月末頃（予定）	４月１９日（水）	４月１９日（水）まで
３月１６日（木）から ４月１９日（水）まで	４月１日以降 ※ 送付に時間を要することがあります。	別途通知	別途通知

＜参考２＞ 令和４年１０月制度改正に伴う経過措置

令和４年１０月１日に「協会けんぽ」から当支部の「短期組合員」となった方は、施行日の前日まで引き続き協会けんぽの被保険者であった間、共済組合の組合員であったものとみなし、施行日前の協会けんぽの被保険者であった期間と通算して１年を満たすときは、任意継続組合員の加入要件を満たすことになります。

Q4 任継には短期給付と福祉事業が適用になるとのことだが、年金はどうなるのか？

A4 任意継続組合員は、公的医療制度等は適用されますが、年金制度の適用はありません。

このため、２０歳以上６０歳未満の方は、国民年金第１号被保険者となり、国民年金保険料を納付する必要があるため、居住している市区町村の担当課で加入手続きをしてください（２０歳以上６０歳未満の被扶養者も同様）。

Q5 任継申出書を提出したが、退職後１日も空けずに再就職し、健康保険に加入することが決まった。

A5 「取下手」を共済組合に提出してください。

口座振替の場合、手続きが間に合わず、掛金が一旦引き落とされることがあります。掛金の過払い分がある場合は、後日、御自宅宛てに文書で通知しますので、所定の手続きをお願いします（還付には時間を要しますので、御了承ください。）。

Q6 退職後１日も空けずに再任用になるが、任意継続組合員になることはできるか？

A6 再任用（フルタイム）は、現職時と同様、公立学校共済組合の一般組合員となるため、４月に再任用の勤務先から資格取得の手続きを行うことになります。

再任用（短時間）は、週２０時間未満等で公立学校共済組合の短期組合員とならない場合は、任意継続組合員になることができます。

また、再任用（フルタイム）等を退職した後でも、現職時と再任用職員（フルタイム）等時の組合員期間が引き続いて１年と１日以上ある場合は、その後に任意継続組合員になることができます。

Q7 任継の2年目に国保に切り替えたい場合、手続はどうしたらよいか？

A7 1年目の終わり頃（令和6年2月頃）に、継続の有無を確認する書類を自宅に送付しますので、任継の資格を喪失したい場合は、同封されている「資格喪失申出書」を提出してください。

受理後、国保加入に必要な「資格喪失証明書」を3月下旬以降送付しますので、到着次第、居住している市区町村の国保担当課で国保加入の手続を行ってください。

なお、2年目も任継を継続される場合の手続は不要です。

Q8 任継の2年経過後はどうなるのか？

A8 任意継続組合員は、資格取得した日から2年を経過すると資格を喪失します。

2年目の終わり頃（令和7年3月頃）に、次の保険の加入手続等に必要な「資格喪失証明書」を自宅に送付しますので、国保に加入する場合は、居住している市区町村の国保担当課で手続を行ってください。

Q9 任継の期間途中で再就職で社会保険に加入した場合、どうすればよいか？

A9 再就職で新しい保険証を取得した場合、任継の資格を喪失することになりますので、「資格喪失申出書」及び任意継続組合員証等とともに、新しい保険証の写しを共済組合に提出してください。新しい保険証の写しにより加入年月日を確認し、任継の資格喪失の手続を行います。

Q10 任継の期間途中で国保に加入する又は家族の被扶養者になる場合、どうすればよいか？

A10 国保に加入する又は家族が加入する医療保険の被扶養者になる場合は、加入手続等を行う前に「資格喪失申出書」を共済組合に提出してください。

Q9のように社会保険に加入した場合と異なり、共済組合が資格喪失申出書を受理した月の末日まで任継の資格を有しますので、国保に加入等できるのはその翌日以降となります。

Q11 再就職のため任継を途中でやめた場合、退職後2年以内であれば、再び任継に戻るのか？

A11 退職後2年以内であっても、一度任継の資格を喪失すると、再び要件を具備しない限り、再度の資格取得はできません。

任意継続組合員の被扶養者

Q12 現在、被扶養者がいるが、任継になっても引き続き被扶養者になれるのか？

A12 現職中に被扶養者に認定されている人は、任継になっても引き続き認定されますので、改めて被扶養者申告書を提出する必要はありません。

ただし、被扶養者として認定している人が「被扶養者として認められない場合」に該当することとなったときは、取消の手続が必要です。

特に、子を被扶養者としている場合、退職により収入が配偶者と逆転し、主たる扶養者が配偶者となるときは、退職日の翌日で扶養替えとなります。（配偶者が国保加入の場合、例外あり。）。また、認定されている被扶養者が就職等で要件を欠く場合は、必ず取消の手続を行ってください（Q13 参照）。

Q13 現在、被扶養者がいるが、今春就職する。手続はどうしたらよいか？

A13 現職中に被扶養者に認定されている人は、任継になっても引き続き認定されます。このため、就職等により、「被扶養者として認められない場合」に該当することとなったときは、次の書類を共済組合に提出してください。

<提出書類>

- ・被扶養者申告書（取消）
- ・任意継続組合員被扶養者証
- ・被扶養者の要件を欠く日が確認できる書類

Q14 退職後に任継となり、配偶者（60 歳未満）が引き続き被扶養者となる場合、配偶者は国民年金保険料を払う必要があるのか？

A14 Q4 のとおり、任意継続組合員は、公的医療制度は適用されますが、年金制度の適用はありません。

このため、20 歳以上 60 歳未満の配偶者は、自ら国民年金第 1 号被保険者となり、国民年金保険料を納付する必要があるため、居住している市区町村の担当課で加入手続をしてください。

家族の被扶養者になる場合

Q15 家族の被扶養者になりたいが、どうしたらよいか？

A15 被扶養者の認定基準は保険者によって異なりますので、家族の勤務先に認定基準や手続等を確認してください。

＜家族が当支部の組合員の場合＞

被扶養者の認定手続は、事実発生日（退職日の翌日）より前には行えません。家族に対して、退職日の翌日以降、速やかに被扶養者申告書を提出するよう、依頼してください。

なお、被扶養者申告書の提出が、被扶養者の要件を備えた日から 30 日を超えた場合は、所属所長が受理した日からの認定になりますので、注意してください。

※ 被扶養者の収入見込額には、退職前の給与や一時金として扱う退職金は含みませんが、企業年金や生命保険会社等の個人年金は公的年金と同様に含みます。収入がある場合は、家族の所属所に要件を具備しているか確認をしてください。

※ 別居している場合は、本人の収入要件のほか、家族から一定額を送金され、家族の収入により生計を維持していること等が確認できなければ、被扶養者になることはできません。

Q16 任継申出書を提出したが、4月1日から家族の被扶養者になるため、取下書を提出したい。4月19日を過ぎると受け付けてもらえないのか？

A16 家族が加入する医療保険の被扶養者になることが理由の場合、「取下書」の提出期限は4月19日（共済組合必着）です。この日までに共済組合が受理した場合は、4月1日から任継ではなかったものとすることができます。

一方、4月20日以降、提出期限を過ぎて共済組合に到着した場合は、既に任継の資格を取得していることとなりますので（掛金発生）、「取下書」ではなく、「資格喪失申出書」を提出してください（申出書を受理した月の翌月の初日に資格喪失）。

その他

Q17 限度額適用認定証を持っている。この認定証は任継になっても使用できるか？

A17 限度額適用認定証に記載している組合員証番号が変わるため、退職後は使用できません。認定証は、退職時の所属所に組合員証等と併せて返却してください。

引き続き認定証が必要な場合は、任継の資格取得の事実発生日以降、「限度額適用認定申請書」を共済組合に提出してください。

Q18 傷病手当金を受給中であるが、退職後も受給できるか？

A18 1年以上組合員であった人であれば、退職後も引き続き受給できます。

退職した日までの期間に係る請求は、退職時の所属所を通じて提出してください。退職後の期間に係る請求は、所属所長欄は空欄のまま、直接共済組合に提出してください。傷病手当金の給付期間は受給開始から1年6か月以内です。

※ 退職後、就職等により他の共済組合の組合員又は健康保険等の被保険者になったときは、支給されません。

※ 傷病手当金は恒常的な収入となるため、収入限度額以上を受給している場合、受給期間は組合員である家族の被扶養者として認定できません。

Q19 任継の組合員証が交付されるまでに医療機関にかかりたい。どうすればよいのか？

A19 3月31日付け退職者が提出した任継申出書が、3月15日（水）を過ぎて共済組合に到着した場合、任継の組合員証等が届くのが4月以降になり、手元に組合員証等がない期間が生じます。その間に医療機関を受診する際は、共済組合が負担する医療費の原則7割部分について、支払いを待ってもらえないか医療機関に相談してみてください。待ってもらえず医療機関の窓口で医療費の全額を支払った場合は、7割部分を「療養費」として共済組合に請求できます（福利厚生事務の手引 § 9－016～）。

Q20 任継申出書に記載していた住所から転居した。届出は必要か？

A20 任意継続組合員が住所又は氏名を変更した場合は、「組合員等情報変更申告書」の提出が必要です。そのため、転居した場合は、必ず「組合員等情報変更申告書」を共済組合へ提出してください。被扶養者の住民票の住所に変更がある場合は、住民票の写しを添付してください。

また、氏名を変更した場合は、必ず任意継続組合員証等を添付してください（住所のみの場合は添付不要）。